

茨城工業高等専門学校総務委員会規則

〔平成18年4月19日
制 定〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校に、組織・運営、財務・施設等に関する事項を審議するため、総務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織・運営の基本方針に関すること。
- (2) 予算配分の基本方針に関すること。
- (3) 長期的視野に立った施設の整備・運営の基本方針に関すること。
- (4) 施設の利用状況の点検・評価の基本方針及び実施方法に関すること。
- (5) 環境保全の基本方針及び実施方法に関すること。
- (6) 情報公開の基本方針及び実施方法に関すること。
- (7) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (8) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (9) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各副校長
- (2) 副総務主事
- (3) 総務主事補
- (4) 各センター長
- (5) 国際創造工学科長
- (6) 各系長及び各部長
- (7) 各室長
- (8) 事務部長
- (9) 総務課長及び学生課長
- (10) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第10号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（総務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副総務主事はその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。